

一般社団法人日本バイアスロン連盟会員登録規程

一般社団法人日本バイアスロン連盟
平成23年3月30日施行
平成23年11月20日改正
平成24年5月26日改正
平成25年10月5日改正
令和2年7月4日改正
令和5年9月13日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バイアスロン連盟(以下「この法人」という。)定款第6条、第7条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員に関し必要な事項を定める。

(会員登録)

第2条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 各都道府県に設置されたバイアスロン競技を総合的に統轄する加盟団体並びに加盟団体に所属している次の役員(監督、コーチ等を含む)及び競技者
 - イ 登録者第1種 正会員である役員(監督、コーチ等を含む)及び社会人競技者
 - ロ 登録者第2種 正会員である大学生競技者
 - ハ 登録者第3種 正会員である高校生以下の競技者
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 正会員のうち登録者(第1種、第2種及び第3種)は、日本国籍を有し、いずれかの加盟団体に所属している者で、その加盟団体を通して登録手続を行い、この法人の会員として登録された者をいう。
- 3 登録者(第1種、第2種及び第3種)は、代議員選挙で等しく選挙権及び被選挙権を有する。
- 4 正会員のうち加盟団体については、別に定める加盟団体規程により、必要な事項を定める。
- 5 賛助会員は、別表に定める年間登録料を添えてこの法人へ申請しなければならない。次年度以降の年間登録料については、毎年6月末日までに支払わなければならない。

(登録者)

- 第3条** この法人の登録者になろうとする者は、毎年6月20日までに、氏名、住所、生年月日、加盟団体、競技者の種別等を所定の会員登録用紙に記入の上、別表に定める年間登録料を添えて所属加盟団体を通してこの法人へ登録申請しなければならない。
- 2 追加登録および登録変更の受付は、6月21日以降も継続されるが、翌年4月1日以降の追加登録は受付けない。

(登録者の加盟団体)

第4条 登録者が所属する加盟団体は2つ以上も可とするが、登録手続は1つの加盟団体に限られる。

(登録者証)

第5条 登録者は登録完了とともにこの法人から登録者証が交付される。

(加盟団体の変更)

- 第6条** 登録者が加盟団体を変更するときは、登録者が現に所属する加盟団体の承諾を得なければならない。
- 2 前項の場合において、変更後の所属加盟団体へ現所属加盟団体の登録変更承諾書を提出しなければならない。現所属加盟団体が承諾書の発行を拒み、これを不当と考える登録者はこの法人に訴えることができる。

(アンチドーピング)

第7条 この法人の登録者及び競技関係者は、国際バイアスロン連合(以下「IBU」という。)及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)のアンチドーピング規程の適用を受けるものとする。

2 この法人は、IBU 及び JADA のアンチドーピング活動を積極的に支援するものとする。

3 この法人の係わる競技会におけるアンチドーピング活動は、IBU 又は JADA のアンチドーピング規程及び手続に則り、厳格に実施されるものとする。

(スポーツ仲裁機構)

第8条 この法人の競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分等バイアスロン競技又はその運営に関して、この法人等の決定に対して競技者又はその競技者の所属する加盟団体が不服申立をした場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規則は、本連盟の設立許可のあった日から施行する。

2 平成23年11月20日改正

3 平成24年5月26日改正

4 平成25年10月5日改正

5 令和2年7月4日改正

6 令和5年9月13日改正

年間登録料（年会費）

一般社団法人日本バイアスロン連盟

区 分		年 間 登録料	内 訳		備 考	
			基本登録	区分登録		
正会員	加盟団体		10,000 円	10,000 円		入会金 10,000 円（新規入会時） ただし、会員登録者 3 名以下の加盟団体 は年会費及び入会金を免除出来る
	第 1 種	役員（監督、コーチを含む）及び 社会人競技者	10,000 円	5,000 円	5,000 円	
	第 2 種	大学生競技者	5,000 円	1,000 円	4,000 円	
	第 3 種	高校生以下の競技者	1,500 円	1,000 円	500 円	
賛助会員	法人の事業を賛助するため 入会した個人又は団体		1 口 20,000 円	/		

- 1) 平成 23 年 11 月 20 日施行
- 2) 平成 24 年 5 月 26 日改正
- 3) 平成 25 年 10 月 5 日改正
- 4) 平成 26 年 12 月 20 日改正
- 5) 平成 27 年 3 月 22 日改正
- 6) 平成 27 年 12 月 19 日改正
- 7) 令和 2 年 7 月 4 日改正
- 8) 令和 5 年 月 日改正